



(財) 財務会計基準機構会員

平成23年5月20日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢 崎 登
(コード番号7991 東証第2部)
問合せ先 管 理 本 部 長 島 田 和 長
電話番号 03-5437-2311

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション の導入に関するお知らせ

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議すると共に、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入する旨の議案を、平成23年6月29日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目 的

役員報酬制度見直しの一環として、年功的・固定的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、取締役について、その役割に応じて当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することで、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的とするものです。

2. 議案の内容

(1) 役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

従来の役員退職慰労金制度を、平成23年6月29日開催予定の第69回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定したことを受け、当該廃止時点までの在任期間に対応する退職慰労金については打切り支給することとし、その支給時期については対象となる各役員の退任時とすることを提案いたします。

(2) 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社取締役の報酬を、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有することで、業績及び企業価値の中長期的かつ持続的な向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役に対して、退職慰労金に代わり株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役の報酬限度額の範囲内で発行することを提案いたします。

なお、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、別紙のとおりいたします。

以上

(別 紙)

当社取締役に対して発行するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

(3) 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

なお、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記述につき同じ)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整をすることが必要な場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は300,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に下記新株予約権の上限数を乗じた数を株式の数の上限とする。

(4) 発行する新株予約権の総数

300個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(5) 新株予約権の発行価額

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当てに際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会において定める額とする。

なお、金銭による払込みに代えて、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の総額（行使価額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の総額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (7) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日から30年以内の範囲で、当社取締役会が定める期間とする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会が定めるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権のその他の内容等
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上